

議案第 19 号

日出町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
について

日出町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日出町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 9 年日出町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地縁による団体の」を「認可地縁団体の」に改める。

第 2 条各号を次のように改める。

- （１） 地方自治法第 260 条の 9 に規定する仮代表者
- （２） 地方自治法第 260 条の 10 に規定する特別代理人
- （３） 地方自治法第 260 条の 24 又は第 260 条の 25 に規定する清算人
- （４） 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 19 条第 1 項
第 1 号へに規定する代表者の職務代行者

第 3 条中「とする者」を「とする代表者等（以下「登録申請者」という。）」に、「日出町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 52 年日出町条例第 21 号）

の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)を押印した書面で」を「認可地縁団体印鑑登録申請書により、自ら」に改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 前項の申請書には、登録申請者の日出町印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和５２年日出町条例第２１号)の規定により登録されている個人の印鑑(登録申請者が前条各号に掲げる者であつて、同条例第２条第１項の規定に該当しないものであるときは、その者が住所を有する市町村(特別区を含む。)の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録された個人の印鑑を含む。以下「個人印鑑」という。)を押印し、及び当該個人印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

第４条中「当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和２２年内務省令第２９号)第２１条第２項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている」を「次に掲げる」に、「登録するものとする」を「登録しなければならない」に改め、同条に次の各号を加える。

- (１) 当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であること。
- (２) 当該申請書に記載されている事項が次の内容と相違ないこと。

ア 当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第２１条第２項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項

イ 個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影

第５条第２項第４号中「その他」を「前３号に掲げるもののほか、」に改める。

第６条の見出しを「(認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項)」に改め、同条第１０号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第７条第１項中「いる者」の次に「(以下「認可地縁団体印鑑登録者」という。)」を、「より」の次に「、自ら」を加え、同条第２項中「前項の申請があつたときは」を「前項に規定する申請があつた場合は」に、「地縁団体登録台帳」を「地

縁団体台帳」に、「申請書」を「当該申請書」に改める。

第8条第2項を削る。

第9条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」を「認可地縁団体印鑑登録者」に、「当該印鑑」を「当該認可地縁団体印鑑」に改め、同条第2項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」を「認可地縁団体印鑑登録者」に、「当該印鑑」を「当該認可地縁団体印鑑」に改め、「ときは」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「、個人印鑑」を「、当該個人印鑑の印鑑登録証明書」に改める。

第10条中「認可地縁団体印鑑登録原票を」を「当該登録事項を」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認可地縁団体印鑑の登録を抹消する。

第11条第1項第4号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「認可地縁団体の代表者等に係る登録印鑑」を「認可地縁団体印鑑」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第260条の2第15項の規定により準用される民法第68条（ただし、同条第1項第2号を除く。）の規定に基づき」を「第260条の20の規定により」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等」を「認可地縁団体印鑑登録者」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第9条第1項又は第2項の規定による廃止の申請があり、これを適正と認めた場合

第11条第2項を次のように改める。

2 町長は、前項第4号又は第5号に規定する場合に該当して認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、当該認可地縁団体印鑑登録者にその旨を通知するものとする。

第12条を次のように改める。

(代理人による申請)

第 12 条 認可地縁団体の代表者は、第 3 条第 1 項、第 7 条第 1 項又は第 9 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による申請について、地方自治法第 260 条の 8 の規定により、代理人（同法第 260 条の 2 第 10 項の規定により代理人として告示されている者に限る。）に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた代理人は、前項に掲げる申請をする場合は、認可地縁団体の代表者が交付した委任の旨を証する書類を添えなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

認可地縁団体の印鑑の登録及び証明書に関する規定を整備したいので、提出する。